

掛川市告示第45号

掛川市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱（平成17年掛川市告示第9号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

掛川市長 松井三郎

第2中(4)及び(5)を削り、(3)の次に次のように加える。

- (4) この要綱において「宅内配管工事」とは、トイレ、洗面台、風呂、台所等からの排水を当該浄化槽に流入させるために必要な管渠、ます及び浄化槽から側溝等への流入先までの管の設置工事のことをいう。

第3を次のように改める。

第3 補助対象区域

補助対象区域は、次に掲げる区域を除いた区域とする。

- (1) 掛川市公共下水道認可区域
- (2) 農業集落排水事業が完了した区域
- (3) 掛川市汚水処理施設条例（平成17年掛川市条例第96号）第4条に規定する処理区域
- (4) 掛川市土地利用事業の適正化に関する指導要綱（平成17年掛川市告示第59号）の規定による行政指導により集中処理浄化槽を設置した住宅団地等の区域

第4を次のように改める。

第4 補助の対象及び補助額

(1) 補助の対象

浄化槽設置整備事業に要する経費のうち、補助対象区域内において、住宅等に10人槽以下の環境配慮型浄化槽を設置するために要する経費、並びに新築、増築又は改築を伴わず既存の単独浄化槽から環境配慮型浄化槽を設置する際の宅内配管工事に要する経費（販売の目的で建築された住宅等を建築年度と同一の年度内に購入した者を含み、次に掲げる者を除く。）

ア 法第5条第1項に基づく設置の届出又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1

項に基づく確認の申請を行わずに浄化槽を設置する者

イ 販売又は賃貸の目的で浄化槽付き住宅等を建築する者

ウ 住宅等を借りている者で賃貸人の承諾が得られていないもの

エ 合併浄化槽の設置された家屋を建て替え又は増築する場合の合併浄化槽の設置

オ 既設合併浄化槽の更新及び改築（災害に伴うものは除く。）

カ その他別に定めるもの

(2) 補助額

(1)に掲げる経費（用地取得、借上げ等に要する費用を除く。）に相当する額とし、別表に掲げる区分に応じ、同表の補助限度額及び宅内配管工事補助限度額の欄に定める額を限度とする。

第5の(1)中サをスとし、コの次に次のように加える。

サ 宅内配管工事費見積書の写し

シ 既設の単独処理浄化槽から合併浄化槽への付け替えをするものにあつては、廃止前の単独処理浄化槽が付いていたことが分かる資料

第7を次のように改める。

第7 実績報告

(1) 提出書類 1部

ア 完了報告書（様式第3号）

イ 浄化槽保守点検業者及び清掃業者との業務委託契約書の写し

ウ 浄化槽設置工事費領収書の写し又は工事費請求書の写し

エ 法第7条第1項に基づく検査依頼書の写し

オ 法第11条第1項に基づく検査契約書の写し

カ 工事の確認検査表

キ 工事の工程写真

ク 宅内配管工事費領収書の写し又は工事費請求書の写し

ケ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期限

設置完了の日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月20日のいずれか早い日まで

別表を次のように改める。

別表

区 分	浄化槽設置補助限度額			宅内配管工事補助 限度額
	5人槽	7人槽	10人槽	5～10人槽
新築、増築又は改築に伴う 環境配慮型浄化槽の設置又 はくみ取便所を水洗化する ための環境配慮型浄化槽の 設置	332,000円	414,000円	548,000円	/
既設の単独処理浄化槽の環 境配慮型浄化槽への付け替 え	422,000円	504,000円	638,000円	300,000円

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。